

【z247】 住居手当の月額

支給対象		住居手当の月額
自ら居住するための住宅(貸間を含む)を借り受け、月額9,500円を超える家賃(使用料を含む)を支払っている職員	月額20,500円以下の家賃を支払っているもの	家賃の月額から9,500円を控除した額
	月額20,500円を超える家賃を支払っているもの	家賃の月額から20,500円を控除した額の二分の一(その控除した額の二分の一が17,000円を超えるときは、17,000円)を11,000円に加算した額
単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、月額9,500円を超える家賃を支払っているもの	月額20,500円以下の家賃を支払っているもの	家賃の月額から9,500円を控除した額の二分の一に相当する額(ただし百円未満の端数は切捨て)
	月額20,500円を超える家賃を支払っているもの	家賃の月額から20,500円を控除した額の二分の一(その控除した額の二分の一が17,000円を超えるときは、17,000円)を11,000円に加算した額の二分の一に相当する額(ただし百円未満の端数は切捨て)